

函館工業高等専門学校海外ショートサバティカル制度規程

平成27年11月16日

函高専達第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)に勤務する教員の海外ショートサバティカル制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、海外ショートサバティカル制度(以下、「本制度」という。)とは、本校におけるグローバル化の方針に基づいた国際化情勢の観点から、教員に対し、教育研究能力の研鑽と海外ネットワーク形成を支援することを目的として、一定の期間にわたり海外教育研究機関等において自らの研究に専念させる制度をいう。

2 この規程において「学科等」とは、各学科、一般系をいう。

(資格)

第3条 本制度の利用資格を有する教員は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則の適用を受ける本校の教授、准教授、講師又は助教とする。ただし、期間を定めて雇用される者を除く。

2 本制度の利用資格を有する教員は、出発日の属する年度の末日において満60歳未満の者とする。

(期間)

第4条 本制度を利用できる期間は、原則1ヶ月間とする。ただし、校長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(職務の免除)

第5条 本制度の利用期間中は、教育、管理及び運営に関する職務を免除する。

2 学科等の長は、当該学科等内において教育、管理及び運営に支障がないよう調整するものとする。

(手続)

第6条 本制度を利用する者は、出発日の3ヶ月前までに、海外ショートサバティカル制度利用申請書(別記様式第1号)により、所属する学科等の長を通じて校長に申請しなければならない。

2 前項の申請に関する許可は、校長が本校の教育、管理及び運営に支障がないと認めた

場合に限り、許可することができる。

- 3 本制度を利用する者が、やむを得ない理由によりその海外渡航とそれに伴う国内移動（以下「海外渡航等」という。）の期間を変更し、又は中止する場合は、速やかにその旨及びその理由を、所属する学科等の長を通じて校長に文書により提出し、許可を受けなければならない。
- 4 本制度の利用による海外渡航等の際は、出張の手続きを行わなければならない。

（報告）

第7条 本制度の利用による海外渡航等期間が終了した場合は、当該期間の終了後30日以内に海外ショートサバティカル制度利用報告書(別記様式第2号)により、所属する学科等の長を通じて校長に報告するものとする。

（事務）

第8条 本制度に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、平成27年11月16日から施行する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第30号)

この規程は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

海外ショートサバティカル制度利用申請書

函館工業高等専門学校長 殿

所属・職名

氏名

印

函館工業高等専門学校海外ショートサバティカル制度実施要項第 6 条第 1 項により，下記のとおり申請します。

記

1 利用期間	年 月		
2 海外渡航等期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 実施予定場所	日 程	滞 在 地	実施機関等
	～		
4 計画概要(目的・内容等)			

5 期待される効果

上記のとおり海外ショートサバティカル制度を利用することを認めます。

年 月 日

所属学科等の長氏名

印

函館工業高等専門学校海外ショートサバティカル制度規程第6条第2項に基づき、申請のとおり海外ショートサバティカル制度を利用することを認めます。

年 月 日

函館工業高等専門学校長

印

別記様式第 2 号(第 7 条関係)

年 月 日

海外ショートサバティカル制度利用報告書

函館工業高等専門学校長 殿

所属・職名

氏名

印

函館工業高等専門学校海外ショートサバティカル制度実施要項第 7 条により，下記のとおり報告します。

記

1 利用期間	年 月		
2 海外渡航等期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 実施場所	日 程	滞 在 地	実施機関等
	～		
4 実施概要(目的・内容等) (別紙添付可)			

5 得られた成果等

(別紙添付可)

6 本制度に対する所感等

(別紙添付可)

上記のとおり海外ショートサバティカル制度を利用したことを報告します。

年 月 日

所属学科等の長氏名

印